

○垂井町グループ提案型協働事業実施要綱

令和4年3月29日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂井町まちづくり基本条例（平成22年垂井町条例第1号）の基本理念に基づき、任意のグループ（以下「グループ」という。）から提案された、軽微な地域課題の解決及び地域の特性を活かしたまちづくりに関する事業を、垂井町（以下「町」という。）と協働して取り組むこと及び当該事業の実施に係る費用に対し垂井町グループ提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、垂井町補助金等交付規則（平成8年垂井町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(グループの要件)

第2条 グループ及び町が協働して実施する事業（以下「協働事業」という。）を提案できるグループは、次の各号のいずれにも該当するグループとする。

- (1) 補助金の交付申請をしようとする年度において、提案する協働事業に対し町から他の補助金の交付を受けていないグループであること。
- (2) 活動の目的が宗教及び政治に関するものでないグループであること。
- (3) 垂井町暴力団排除条例（平成24年垂井町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者と密接な関係を有していないグループであること。

(対象協働事業)

第3条 協働事業は、グループからの事業提案により実施するものとし、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町から委託された事業を除く、グループによる自主事業
 - (2) 町内で実施される事業であって、グループ及び町が協働して取り組むことによって、軽微な地域課題の解決及び地域の特性を活かしたまちづくりの一助となる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外と

する。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- (4) 政策の提案事業（政策提案のための調査等）
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 調査を目的とする事業
- (7) 地区住民の交流行事等の親睦を目的としたイベント事業
- (8) 公助良俗に反する事業

（実施期間）

第4条 協働事業の実施期間は、単年度を原則とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象経費は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、1事業につき10,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 協働事業を提案し、補助金の交付を受けようとするグループ（以下「実施グループ」という。）は、垂井町グループ提案型協働事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 垂井町グループ提案型協働事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 垂井町グループ提案型協働事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業参加者名簿

（補助金の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、垂井町グループ提案型協働事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、実施グループに通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条に規定する通知を受けた実施グループ（以下「交付決定グループ」

という。)は、垂井町グループ提案型協働事業補助金交付請求書(別記様式第5号)を、町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、交付決定グループから前条の請求書の提出があったときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により補助金を交付するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 交付決定グループは、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、垂井町グループ提案型協働事業変更(中止)申請書(別記様式第6号)を、速やかに町長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、垂井町グループ提案型協働事業補助金変更交付(取消)決定通知書(別記様式第7号)により、交付決定グループに通知するものとする。

3 交付決定グループは、当該事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定グループは、事業完了の日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月31日のどちらか早い日までに、垂井町グループ提案型協働事業実績報告書(別記様式第8号)及び垂井町グループ提案型協働事業収支決算書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、垂井町グループ提案型協働事業補助金額確定通知書(別記様式第10号)により、交付決定グループに通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 交付決定グループは、前条の規定により補助金の額が確定したときは、速やかに精算し、不用額が発生したときは返還するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第49号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	対象となるもの
報償費（謝礼）	講師謝礼等
消耗品費	事業に直接必要とされる用紙、文具等の購入費等
燃料費	事業に直接必要とされる草刈機、チェンソー等の燃料等。ただし、自家用車等のガソリン代は除く。
印刷製本費	チラシ、パンフレットの作成、資料等の複写又は印刷費等
通信運搬費	郵便料（切手・はがき）、物品の宅配便等。ただし、電話料金及びインターネット通信代は除く。
保険料	講師、ボランティアスタッフ又は事業参加者のための保険料
その他	上記の経費以外で、特に必要と認める経費

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

垂井町長

様

グループ名

代表者住所

代表者名

電話番号

垂井町グループ提案型協働事業補助金交付申請書

垂井町グループ提案型協働事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、垂井町グループ提案型協働事業実施要綱第6条の規定により申請します。

なお、申請に当たり、垂井町グループ提案型協働事業実施要綱第2条に規定する要件を満たしていることを誓約します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- 垂井町グループ提案型協働事業計画書（別記様式第2号）
- 垂井町グループ提案型協働事業収支予算書（別記様式第3号）
- 事業参加者名簿

様式第2号（第6条関係）

垂井町グループ提案型協働事業計画書

グループ名

事業の名称	
目的	
実施方法 ※スケジュール	
事業を所管する課	課

様式第3号（第6条関係）

垂井町グループ提案型協働事業收支予算書

年度

グループ名

事業の名称	
-------	--

取 入	科 目	金 額 (円)	内 訳・積 算
支 出	収入合計 (A)		
支 出	科 目	金 額 (円)	内 訳・積 算
支 出			
支 出	支出合計 (B)		
収入支出差額 (A) - (B)			

添付書類

- 1 受益者負担（収入）がある場合は、内訳などが分かるもの
- 2 単価表や見積書など積算の根拠となったもの

様式第4号（第7条関係）

垂井町指令第 号
年 月 日

様

垂井町長 印

垂井町グループ提案型協働事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度 垂井町グループ提案型協
働事業補助金について、下記のとおり交付決定したので、垂井町グループ提案型協働事業
実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 円

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

垂井町長　　様

グループ名

代表者住所

代表者名

電話番号

垂井町グループ提案型協働事業補助金交付請求書

年　月　日付け、垂井町指令第　　号で交付決定を受けました垂井町グループ提案型協働事業補助金について、垂井町グループ提案型協働事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 請求額　　円

3 振込先

金融機関名	銀行	本店
預金種別	金庫	支店
	農協	出張所
普通 当座	(フリガナ) 口座名義人	
口座番号		

様式第6号（第10条関係）

年　月　日

垂井町長　　様

グループ名

代表者住所

代表者名

電話番号

垂井町グループ提案型協働事業変更（中止）申請書

年　月　日付け、垂井町指令第　　号で決定を受けました垂井町グループ提案型協働事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止）したいので、垂井町グループ提案型協働事業実施要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更（中止）の事由
- 3 変更内容（変更の場合のみ）

様式第7号（第10条関係）

垂井町指令第　　号
年　　月　　日
様

垂井町長　　印

垂井町グループ提案型協働事業補助金変更交付（取消）決定通知書

年　　月　　日付けで変更（中止）申請のあった、　　年度　垂井町グループ提案型協働事業補助金について、下記のとおり変更交付（取消）決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金変更交付（取消）決定額　　円

（既交付決定額　　円）

様式第8号（第11条関係）

年　月　日

垂井町長　　様

グループ名

代表者住所

代表者名

電話番号

垂井町グループ提案型協働事業実績報告書

年　月　日付け、垂井町指令第　　号で決定を受けました垂井町グループ提案型協働事業補助金について、下記のとおり事業が完了しましたので、垂井町グループ提案型協働事業実施要綱第11条の規定により報告します。

記

事業の名称	
事業費	円
事業実施内容	(参加者人数　人)

※ 事業の執行状況が分かる資料（写真等）を添付してください。

様式第9号（第11条関係）

垂井町グループ提案型協働事業収支決算書

年度

グループ名

事業の名称	
-------	--

取 入	科 目	予 算 額	収入済額（円）	内 訳
支 出				
収入合計（A）				
支 出	科 目	予 算 額	支出済額（円）	内 訳
支 出				
支出合計（B）				
収入支出差額 (A) - (B)				

※ 事業の執行状況が分かる領収書等を添付してください。

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

垂井町長

印

垂井町グループ提案型協働事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました垂井町グループ提案型協働事業補助金について、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、垂井町グループ提案型協働事業実施要綱第12条の規定により通知します。

(※返還があった場合)

なお、超過交付となった金額については、垂井町補助金等交付規則第17条第2項の規定により、 年 月 日までに返還することとなったので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付確定額	円
交付決定額	円
超過交付額	円

別記様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第12条関係）